

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正新旧対照表

新

~~(二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書等に係る添付書類)~~

~~第十四条の二 法第十二条の七第二項に規定する申請書又は省令第八条の三十八の六第一項に規定する申請書には、省令第八条の三十八の五第四項又は第八条の三十八の六第二項に規定するもののほか、前条第一項第一号から第四号までに掲げる書類で処理者（申請者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものをいう。次項において同じ。）に係るもの（同項第二号に掲げる書類にあつては、処分を行う場合に限る。）その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。~~

~~2 前項の規定にかかわらず、処理者が直前三年の各事業年度において営業活動の実績を有する場合であつて、直前の事業年度において経常利益金額等が零を超え、かつ、自己資本比率が百分の十以上である場合その他知事が定める場合にあつては、これらの場合に該当する処理者に係る前条第一項第四号に掲げる書類は、添付を要しない。~~

~~(産業廃棄物処理業許可申請書等に係る添付書類)~~

~~第十五条 省令第九条の二第一項に規定する申請書、省令第十条の九第一項に規定する申請書（産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。）、省令第十条の十二第一項に規定する申請書又は省令第十条の二十二第二項に規定する申請書（特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。）には、省令第九条の二第二項（省令第十条の九第二項、第十条の十二第二~~

旧

(産業廃棄物処理業許可申請書等に係る添付書類)

第十五条 省令第九条の二第一項に規定する申請書、省令第十条の九第一項に規定する申請書（産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。）、省令第十条の十二第一項に規定する申請書又は省令第十条の二十二第二項に規定する申請書（特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。）には、省令第九条の二第二項（省令第十条の九第二項、第十条の十二第二

項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。)に規定するもののほか、第十四条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 省令第十条の四第一項に規定する申請書、省令第十条の九第一項に規定する申請書(産業廃棄物処分業に係るものに限る。)、省令第十条の十六第一項に規定する申請書、省令第十条の二十二第二項に規定する申請書(特別管理産業廃棄物処分業に係るものに限る。)、省令第十一条第一項、第十二条の九第一項、第十二条の十一の十二第二項若しくは第十二条の十一の十三第二項に規定する申請書又は省令第十二条の十二第二項に規定する届出書には、省令第十条の四第二項(省令第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。)、第十条の十六第三項(省令第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第六項、第十二条の九第三項、第十二条の十一の十二第二項、第十二条の十一の十三第二項又は第十二条の十二第二項に規定するもののほか、第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、第十四条第一項第四号に掲げる書類は、申請者又は届出者が直前三年の各事業年度において営業活動の実績を有する場合であつて、直前の事業年度において経常利益金額等が零を超え、かつ、自己資本比率が百分の十以上である場合その他知事が定める場合にあつては、添付を要しない。

4 略

項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。)に規定するもののほか、前条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 省令第十条の四第一項に規定する申請書、省令第十条の九第一項に規定する申請書(産業廃棄物処分業に係るものに限る。)、省令第十条の十六第一項に規定する申請書、省令第十条の二十二第二項に規定する申請書(特別管理産業廃棄物処分業に係るものに限る。)、省令第十一条第一項、第十二条の九第二項、第十二条の十一の十二第二項若しくは第十二条の十一の十三第二項に規定する申請書又は省令第十二条の十二第二項に規定する届出書には、省令第十条の四第二項(省令第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。)、第十条の十六第三項(省令第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第六項、第十二条の九第三項、第十二条の十一の十二第二項、第十二条の十一の十三第二項又は第十二条の十二第二項に規定するもののほか、前条第一項第一号から第四号までに掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、前条第一項第四号に掲げる書類は、申請者又は届出者が直前三年の各事業年度において営業活動の実績を有する場合であつて、直前の事業年度において経常利益金額等が零を超え、かつ、自己資本比率が百分の十以上である場合その他知事が定める場合にあつては、添付を要しない。

4 略

(最終処分場終了届出台帳)

第十六条 法第十九条の十二第一項に規定する台帳は、最終処分場終了届出台帳(様式第三十九)のとおりとする。

2 法第十九条の十二第三項の規定による台帳の閲覧の請求は、最終処分場終了届出台帳閲覧請求書(様式第四十)によりしなければならない。

(許可証等の再交付申請等)

第十八条 法第八条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項若しくは第十五条第一項の規定による許可を受けた者、法第九条の二の四第一項、第十二条の七第一項若しくは第十五条の三の三第一項の規定による認定を受けた者、法第二十条の二第一項の規定による登録を受けた者又は再生利用個別指定業者(以下「一般廃棄物処理施設の設置者等」という。)は、許可証、認定証、登録証明書又は指定証(以下「許可証等」という。)を毀損し、汚損し、又は亡失したときは、再交付申請書(様式第四十五)により、その再交付を知事に申請することができる。許可証等を毀損し、又は汚損した場合においては、当該毀損し、又は汚損した許可証等を添えなければならない。

2 一般廃棄物処理施設の設置者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に許可証等を返納しなければならない。

1 許可、認定、登録又は再生利用個別指定を取り消されたとき。

2 以下 略

(提出書類の部数及び経由)

第十九条 法、令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類(以

(最終処分場終了届出台帳)

第十六条 法第十九条の十一第一項に規定する台帳は、最終処分場終了届出台帳(様式第三十九)のとおりとする。

2 法第十九条の十一第三項の規定による台帳の閲覧の請求は、最終処分場終了届出台帳閲覧請求書(様式第四十)によりしなければならない。

(許可証等の再交付申請等)

第十八条 法第八条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項若しくは第十五条第一項の規定による許可を受けた者、法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の規定による認定を受けた者、法第二十条の二第一項の規定による登録を受けた者又は再生利用個別指定業者(以下「一般廃棄物処理施設の設置者等」という。)は、許可証、認定証、登録証明書又は指定証(以下「許可証等」という。)を毀損し、汚損し、又は亡失したときは、再交付申請書(様式第四十五)により、その再交付を知事に申請することができる。許可証等を毀損し、又は汚損した場合においては、当該毀損し、又は汚損した許可証等を添えなければならない。

2 同上

1 許可、登録又は再生利用個別指定を取り消されたとき。

2 以下 略

(提出書類の部数及び経由)

第十九条 同上

下「提出書類」という。)の部数は、次のとおりとする。

一 省令第八条の二の四第一項、同条第二項(省令第八条の二の七第二項(省令第八条の十三の六において準用する場合を含む。))及び第八条の十三の五第二項において準用する場合を含む。)、省令第八条の二の五、第八条の二の六及び第八条の二の七第一項(これらの規定を省令第八条の十三の六において準用する場合を含む。))並びに省令第八条の十三の五第一項に規定する届出書、書類及び図面(以下「保管の届出に係る提出書類」という。)、省令第十条の十の三及び第十条の二十四に規定する届出書(産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。)、~~省令第十三条の三、第十三条の四及び第十三条の十一に規定する届出書、書類及び図面、~~第九条、第十条、第十五条第一項及び第十六条第二項に規定する書類、第十七条に規定する書類(主たる事業場が名古屋市の区域内にある者の提出する書類に限る。))並びに前条第一項に規定する書類(法第八条第一項、第十四条第一項、第十四条の四第一項及び第十五条第一項の規定による許可を受けた者並びに法第九条の二の四第一項及び第十五条の三の三第一項の規定による認定を受けた者の提出する書類に限る。) 正本一部

二 略

2 略

一 省令第八条の二の四第一項、同条第二項(省令第八条の二の七第二項(省令第八条の十三の六において準用する場合を含む。))及び第八条の十三の五第二項において準用する場合を含む。)、省令第八条の二の五、第八条の二の六及び第八条の二の七第一項(これらの規定を省令第八条の十三の六において準用する場合を含む。))並びに省令第八条の十三の五第一項に規定する届出書、書類及び図面(以下「保管の届出に係る提出書類」という。)、省令第十条の十の三及び第十条の二十四に規定する届出書(産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。)、~~第九条、~~第十条、第十五条第一項及び第十六条第二項に規定する書類、第十七条に規定する書類(主たる事業場が名古屋市の区域内にある者の提出する書類に限る。))並びに前条第一項に規定する書類(法第八条第一項、第十四条第一項、第十四条の四第一項及び第十五条第一項の規定による許可を受けた者並びに法第九条の二の四第一項及び第十五条の三の三第一項の規定による認定を受けた者の提出する書類に限る。) 正本一部

二 略

2 略